

東京都立大学機関リポジトリ運用施行細則

22 首都大管図書第 41 号
制定 平成 22 年 5 月 20 日

第 1 条 東京都立大学機関リポジトリ運用指針（以下「運用指針」という。）にかか
る細則をここに定める。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正、31 首都大管学情第 605 号・一部改正）

第 2 条 運用指針第 4 条(2)の団体とは、次に該当するものをいう。本学の学部・学
科・コース、研究科・専攻・学域、研究室等を母体とする団体

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

第 3 条 運用指針第 5 条(6)の資料とは、次に該当するものをいう。

ア 学術論文（学術雑誌論文、ポストプリント、プレプリント）

イ 研究報告書（科学研究費や COE 等、研究助成金による研究成果の報告書、研究活動
報告書等）

ウ テクニカルレポート（リサーチペーパー、ディスカッションペーパー、ワ
ーキングペーパー等）

エ 紀要、広報紙等の学内刊行物に掲載されたことのある資料

オ 学位論文（学位を取得するために本学に提出した論文等の資料）

カ 会議発表論文（会議録、予稿集に掲載された論文）

キ 講演会・会議発表用資料（講演会・会議等において使用したことのある発表
用資料、会議資料）

ク 一般雑誌記事（一般商業雑誌に掲載されるなど、一般的な形で公表したことのある
資料）

ケ 図書（図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部）

コ 教育資料（研究指導・講義等の教育的な目的で策した教材、講義資料）

サ その他、特に学術情報基盤センター長が認めた資料

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

附 則（平成 22 年 5 月 20 日 22 首都大管図書第 41 号）

1 この細則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

2 この施行細則の改廃は、別途設置する首都大学東京機関リポジトリ運用委員
会の議を経て行われるものとする。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号）

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日 29 首都大管図書第 655 号）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日 31 首都大管学情第 605 号）

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。